

平成27年度 第2回宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議録

■日時 平成28年3月14日（月）午後1時15分～3時00分

■場所 宇都宮市役所 14階 大会議室

■出席者

1 委員

高橋委員，檜山委員，渡辺委員，中澤委員，麦倉分科会会長，池本委員，清水委員（順不同）

※欠席 鈴木委員，興野委員，江田委員，齋藤委員

2 事務局

障がい福祉課長，障がい福祉課課長補佐，障がい福祉課係長，障がい福祉課担当者

3 傍聴者

なし

■会議経過

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 報告事項

「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」の取組状況について

委員

差別解消の推進のため，市の障がい福祉課に相談窓口を設置することだが，市民が来訪した際にすぐに分かるように工夫するなど，何か掲示物や周知のイメージを持っているのか。

事務局

今のところは，相談窓口に大きな看板などを設ける予定はない。広報紙や市のホームページにおいては，周知を行っていくが，窓口に掲示はしない。今までもそういった障がいに関する相談を受けてきた課として，今後も利用していただくつもりだ。

委員

差別解消の推進について，「いつでも相談を受け付けますよ」という意思表示をした掲示があることは，市としても積極的に差別解消の推進に努めているという印象を，市民に与えることができる。市民の方より，本当に市は差別解消の推進に努めているのか？といった意見も出ているので，今後は，開かれた窓口体制を推進するため，周知方法を検討してほしい。

委員

市の障がい福祉課内に，基幹相談支援センターを設置しているが，窓口を開いてから今までにどれくらいの相談件数があったのか教えてほしい。

事務局

昨年から基幹相談支援センターを開設しているが、おおむね 2700 件の相談があった。サービスの利用や医療費、日常生活支援についてなど、多岐にわたる相談を受けている。特に困難事例の相談としては、一家に複数の障がい者がおり、家庭に問題を抱えている難しいケースもあり、様々な事例に対し、事業所と連携を図りながら対応してきたところである。今後は、委託事業所の周知等、事業の更なる充実に努めていく。

委員

電話と窓口の比率はどれくらいなのか。

事務局

正しい比率は今手元にデータがないが、圧倒的に多いのは電話である。中には来庁し、相談をする者もいる。

委員

資料の中に「合理的配慮検討会の開催」とあるが、どのような内容か。各学校に対し、保護者等より合理的配慮の申し出があるにもかかわらず、それができない場合には、検討会で対応を考えていくのか。

事務局

まず、検討会の設置目的についてだが、障がいのある児童については、通常学級、特別学級、特別支援学校とあり、特別支援学校が適当な子については、そちらで学ぶよう勧めているが、保護者から普通の学校で学ばせたいという要望をいただくことがある。そういった子が普通の学校に通う際に、市として十分なサービスや合理的配慮ができるのかといった検討や、特別支援学校が適当だが、普通の学校を希望する子を本市で受け入れる際、拠点校のみでは受け入れきれない場合に、地元の学校で受け入れることはできないか、といった内容の検討をするために設置されている。

検討会では、どのような保護者のニーズがあるのか、どのような合理的配慮が必要かという内容を話し合った。今後、保護者からの要望があれば、検討会において対応していく予定である。

委員

それは、従来の認定就学検討委員会の拡充ととらえて良いか。

事務局

そうである。

委員

成年後見制度について、市社会福祉協議会の取組支援以外に何か活動があるか。

事務局

成年後見制度は、通常は裁判所に申し立てをするが、それができない場合は市長を申立人にする。また、措置費用の負担について、経済的に厳しい方に対しては、市が一部を負担している。

後見制度については、一般市民に理解されていない部分も多いため、広く周知を行っていく。

委員

うちの事業所に通う 121 名中、親と一緒に生活している方が約 94% いる。親も 70 代を超えており、今後は市民や法人後見に変えていかないと対応することが難しいと思われる。

事務局

後見にも、保佐人などのレベルがあり、本人に合った制度の活用が必要である。障がい者を支える

人材、弁護士などを雇うにも費用が掛かる。経済的負担が大きい方については、市長後見制度も補助的にある。成年後見は、福祉サイド・法サイドからの制度があり、それぞれを担う者がやっていくべきではあるが、片方だけでは足りない。福祉サイドからも制度の動き方やそれを必要とする人々について注視し、仕組みの問題点を捉えていくべきである。

委員

基幹相談支援センターの今後の方向性を教えてほしい。

事務局

7か所の委託相談支援事業者と連携を図りながら、どのような相談支援のスキームを構築するのかを検討しているところである。今後、専門員への研修を実施するなどして、知識の底上げをしていく。開設後まだ1年であるため、センターの役割についても検証段階にあると考えている。

委員

情報のバリアフリーについて、最近感じた事を述べる。市から送られてきたマイナンバーカードの通知の文がとても小さかった。障がい者のみではなく、一般人でも見づらいものであった。「ユニバーサルデザイン文書マニュアル」を意識した形にしていきたい。マイナンバー制度はまだ始まったばかりで、市の対応も不慣れなところはあるが、通知文くらいは配慮することができるのではないかと。市への要望として提示したい。

事務局

マイナンバーの通知については、国で決められた様式を使用しているものもあるが、通知文など、市が作成できるものもある。いただいたご意見は市の所管課につなぎ、配慮していきたい。

また、障害者差別解消法の施行にあたり、庁内には障がい者差別解消推進委員会を設置し、そういった内容を検討していく。庁内での障がい者に対する合理的配慮の事例として、今後も同様の意見を頂戴していきたい。

委員

資料に地域福祉ネットワーク形成支援について記載されているが、これは市社会福祉協議会の行っているものとは別物なのか。

事務局

同じものである。

(2) 協議事項

「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」の取組状況について

委員

資料中に、グループホーム、施設入所支援の人数として記載されている人は、どのように算出されているのか。

事務局

グループホームの346人の実績は、市がグループホーム・施設入所支援の利用を支給決定している人の人数であり、県外の施設利用者も含まれている。

委員

利用者の人数が多いと感じた。このグループホームの人々は、親から離れ、自立して働いているのか。

事務局

グループホームに住みながら、昼間は就労支援系のサービス事業所に通所したり、一般就労して働いている方もいると思う。

かつて、市には、入所やグループホームなどの施設が少なく、那須烏山市などの大規模な施設で宇都宮市の障がい者がお世話になったこともある。

委員

そういった方は、年齢が高いのか。

事務局

年々高くなっていると思う。

委員

県において、知的障がい者の高等特別支援学校の青葉学園を整備している。軽度の知的障がいのある方が自立していくことは、必要なことである。

委員

市内の入所施設も高齢化・重度化しており、各施設が、すべての利用者に対し、連続した訓練を実施することができない現状がある。病院系の地域移行については、地域に出たものの、アパートから病院への出戻りも見受けられる。支援にあたっては、本人のことを考えた時に、何が大切かを常に考えて行うべきである。地域に出ることが本人にとって必要なことなのだろうか。

事務局

障がい福祉サービスでは、65歳で介護保険に移行するが、単に65歳を過ぎたからという理由で、介護保険へと移行するより、配慮を受けながら生活するのが良い。在宅がよいのか、施設が良いのか、検討していく必要がある。

自立したのちに、よりきめ細やかなサービスが受けられるよう、国においては、制度改正により、自立に伴う給付の制度が設けられることとなった。

地域移行後に自立した生活が難しくなった場合、病院へ戻るしかないというのは、必要な支援体制の整備がなされていないということであり、問題点として挙げられる。皆さんにお聞きしたいが、どういうところで施設との不一致が生まれるのか。いつ来るか分からないサービスに常に人を配置するわけにはいかない。現段階では、サービスの質・量をつかめていないので、今後は市独自の仕組みを作ることが必要であり、大きな課題である。

委員

親の高齢化が進む中で、障がいのある人には、入所施設に空きがなく、うちの法人の利用者で言えば、94%は親と生活している。グループホームの利用者の年齢は高い。グループホームの定員について、6つの圏域を比較すると、宇都宮市は精神が多く、200を超えているが、この精神を主としている施設には、知的障がい者が入れないことが多い。宇都宮市では、知的障がい者の施設が少なく、施設入所の療育手帳所持者は、他の圏域では、10%であるのに対し、宇都宮市では4.5%となっている。事業所でも知的障がい者のための施設を建てておらず、親が高齢者となっても在宅生活を営んでいる現状があり、親亡き後にグループホームは対応できないと思われる。サービス計画では、グループホームの設置促進の見込み量は465人となっているが、他の圏域に比べると少ない現状を踏まえ、検討をお願いしたい。地域生活支援拠点では、短期入所の受け皿を増やすことは難しい。うちの施設においても相部屋をしているほどであり、検討をしていただきたく思う。

事務局

地域生活支援拠点事業について、平成28年度に県が補助金を創設する予定であり、先行して、県内ではすでに2か所、栃木市と佐野市において、補助金の利用について、実験的に取り組んでいるところである。どちらも施設のキャパシティーが大きいので、本市とは状況が違う。本市においては面的整備を検討しており、宇都宮市内の既存の社会資源をどのように活用するのか、現状では明確な答えを出すことは難しいが、ニーズがあることは分かっているので、拠点の設置を推進していきたい。また、様々な意見を頂戴していきたい。

(3) 報告事項：障がい者福祉専門分科会審査部会の活動状況について

〔総括〕

委員

本日の会議の内容を総合して、何か意見があれば。

委員

知的障がい者のグループホームが少ないという現状が挙げられたが、市として、課題はどういったところにあると思っているのか。

事務局

今のところ、市として分析できてはいないが、知的障がい者の在宅生活支援については、重度医療の現物給付や交通費助成など、県内でも高水準を保っている。市内の入所施設の定員が少ないため、施設入所は、市外に頼ってきたところがある。他市は地価が安いので、障がい者施設を作りやすいのではないかと。宇都宮市は地価が高いが、国などからの補助金は、施設の建物整備費に充てなければならず、施設の開所にあたって自己負担が多くなるという理由もある。

委員

今後は、訪問・居宅系サービスも充実して行ってほしい。地域移行プログラムにおいて、障がい者個人に対応する中で、全てを地域に移行していくというのは、国の制度として疑問が生じるところである。

委員

今後は入所からグループホームだが、現在入所の方は重度（区分5や6）の人ばかりで、その方々に対しては、グループホームの体制が、マンツーマンにならないと地域移行は難しい。しかし、そこまで手厚くすべきであると考えている。

現在、在宅の人では、居宅介護を受けている方はほぼおらず、家族が介護にあたっているという現状である。これは、ケアマネジメントの問題であり、サービス等利用計画を立てる上で良く検討していくべき部分である。

佐野市の地域生活支援拠点では、通所施設の中にグループホームを作っているモデル施設を設置している。いろいろと新たな取り組みを行わなければ、問題解決、障がい福祉の充実にはつながらないだろう。

4 その他

5 閉会